

○岩手県警察職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める訓令

(平成28年3月23日警察本部訓令第8号)

警 察 本 部
警 察 学 校
警 察 署

岩手県警察職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める訓令を次のように定める。

岩手県警察職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第15条の2第1項第5号及び第2項の規定により、職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定めるものとする。

(標準的な職)

第2条 職員の標準的な職は、別表第1に掲げるとおりとする。

(標準職務遂行能力)

第3条 職員の標準職務遂行能力は、別表第2に掲げるとおりとする。

(補則)

第4条 この訓令に定めるもののほか、職員の標準的な職及び標準職務遂行能力に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

別表 (省略)